滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十九年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の二中「又は二の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者」を「、二の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者又は二の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者」に改め、第二の二の六の次に次のように加える。

二の七　平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十五年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十九年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の四中「第二の六に規定する者」の下に「及び平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十九年法務省告示第二百四十八号）第二の一に規定する者」を加える。

第四の五中11を12とし、7から10までを1ずつ繰り下げ、6の次に次のように加える。

7　平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成三十年一月一日

第四の五に次のように加える。

13　平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成三十年一月一日

第四の六中11を12とし、7から10までを1ずつ繰り下げ、6の次に次のように加える。

7　平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成三十年一月一日

第四の五に次のように加える。

13　平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成三十年一月一日

第四の六中11を12とし、7から10までを1ずつ繰り下げ、6の次に次のように加える。

7　平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成三十年一月一日

第四の五に次のように加える。

13　平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成三十年一月一日

第五の一中11を12とし、7から10までを1ずつ繰り下げ、6の次に次のように加える。

7　平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成三十年一月一日

第五の一に次のように加える。

13　平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成三十年一月一日

○法務省告示第二百四十七号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十七日

法務大臣　金田　勝年

第一中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に、「又は平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」を「、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に、「若しくは平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師試験」という。）」を「、平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師試験」という。）若しくは平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師試験」という。）」に、「若しくは平成二十八年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）若しくは平成二十九年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）」に改める。

第二の一中「又は一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者」を「、一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者」に改め、第二の一の六の次に次のように加える。

一の七　平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十六年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十九年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の二中「又は二の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者」を「、二の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者」に改め、第二の二の五の次に次のように加える。

二の六　平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十五年度に本邦に入国したフィリピン人介護福祉士候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十九年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の四中「第二の六に規定する者」の下に「及び平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十九年法務省告示第二百四十八号）第二の一に規定する者」を加える。

第四の五中9を10とし、6から8までを1ずつ繰り下げ、5の次に次のように加える。

6　平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成三十年一月一日

第四の五に次のように加える。

11　平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成三十年一月一日

第四の六中9を10とし、6から8までを1ずつ繰り下げ、5の次に次のように加える。

6　平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成三十年一月一日

第四の六に次のように加える。

11　平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成三十年一月一日

第五の一中9を10とし、6から8までを1ずつ繰り下げ、5の次に次のように加える。

6　平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成三十年一月一日

第五の一に次のように加える。

11　平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成三十年一月一日

○法務省告示第二百四十八号

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件を次のように定める。

平成二十九年五月十七日

法務大臣　金田　勝年

第一　目的

この告示は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十六年度に本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験したベトナム人の滞在期間について、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づくベトナム交換公文外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、平成二十四年